

第37回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成26年10月10日（金）13:58～15:52
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、
長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
（専門委員）島田陽一、滝口進、土屋了介
（政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、
越智内閣府大臣政務官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
市川規制改革推進室次長、山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、
三浦参事官、大熊参事官、仁林企画官
（厚生労働省）吉田大臣官房審議官、佐々木大臣官房総務課企画官

4. 議題：

（開会）

1. 新たな保険外併用の仕組みの創設について
2. 多様な働き方を実現する規制改革について
3. 規制レビューの実施について
4. 公開ディスカッションの実施について
5. 規制改革ホットラインについて
6. 国際先端テストの進め方について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 定刻になりましたので、ただいまから第37回規制改革会議を開会いたします。

初めに、大臣から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○有村大臣 皆様、こんにちは。お忙しいところを御参加いただきまして、ありがとうございます。心を込めて御礼を申し上げます。

いよいよ規制改革会議の本会議における具体的な議論が始まります。本日は「新たな保険外併用の仕組みの創設」のフォローアップを本格的に開始していただきますとともに、「多様な働き方を実現する規制改革」の検討方針などについて御議論をいただきたいと存じております。

今、ワーク・ライフ・バランスという言葉がどこの書面にも載るようになってまいりま

したが、実際に私も大臣に着任をさせていただいて、本当にワーク・ライフ・バランスがいわゆるタイトル、お題目だけにならずに実現されるかどうかというところは、知れば知るほど難しいチャレンジだなと思っております。歴史の評価に耐え得るような、本当にワーク・ライフ・バランスが実現できれば、そういう貢献が可能になると思いますので、是非、岡議長様を始め委員の先生方には、これら内閣の重要な施策についての実効性のある御議論、御検討を心を込めてお願い申し上げたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、既に各委員、各専門委員の皆様には御連絡しておりますが、お手元の資料にありますように、各ワーキング・グループ及びホットライン対策チームの構成員が9月22日付で決定しております。まず、この点について御報告させていただきます。

なお、本日は、議題1の関係では健康・医療ワーキング・グループの滝口専門委員、土屋専門委員に、また、議題2の関係では雇用ワーキング・グループの島田専門委員に、それぞれの議事の間、御出席いただく予定でございます。

それでは、議題1の「新たな保険外併用の仕組みの創設について」、厚生労働省から御説明をいただいた後に意見交換をしたいと思います。

厚生労働省の皆さん、よろしく願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） 厚生労働省の大臣官房の審議官をしております吉田と申します。よろしく願いいたします。

本日は、今年の6月に閣議決定されました規制改革実施計画の中に盛り込まれております新たな保険外併用の仕組みの創設について、その後の検討、進捗状況について御報告をさせていただこうかと思っております。

お手元に資料1-1という縦紙と資料1-2という横のパワーポイントの参考資料を用意させていただきました。

恐縮ですが、参考資料をまずおめくりいただきますと、今、申し上げました今年の閣議決定の関係部分を抜粋させていただいております。御案内のこととは存じますが、○が4つございます1つ目にありますように、新たな保険外併用の仕組みの創設をするという大方針の下に、そこに書いてございますような患者さんからの申出を起点とする新たな仕組みとしての、仮称ではございますが「患者申出療養」というものを創設するという閣議決定になっております。

特にその中、3項目ございますように、安全性・有効性の迅速な確認、そして、それを適切に実施する体制の構築。

○でいえば3つ目でございますが、2つ目の項目として、その対応できる医療機関を充

実させるということ。

3つ目に、保険収載に向けた実施計画を作成すること、実施計画の対象外の患者さんへ対応するというのがこの閣議決定の柱かと存じます。

横紙をめくっていただきますと、少し色が付いた「患者申出療養（仮称）」という絵柄がございます。これまでの規制改革会議における御議論、あるいはこれまでの閣議決定を踏まえた検討において、私どもが念頭にしております図がこれでございますが、時間の関係上、これについて一つ一つ御説明するのは本日省略させていただきたいと思っております。

ポイントは、右と左にございますけれども、今回、新たに創設いたします仕組みによりまして、左側を見ていただくと分かりやすいのですので、初めて新しい形で患者さんからの申出が挙げられた場合において、その患者さんの発意、申出というところを新しい仕組みの核としながら、臨床研究中核病院あるいは患者さんに身近な協力医療機関でこの仕組みを受けられるようにしていただき、安全性・有効性を国が確認、審査をさせていただくことにより、従来、承認までおおむね6～7か月かかっていたものを、承認まで原則6週間という非常に迅速な形で患者さんがこの治療を受けられるようにするという仕組みを構築するのが、閣議決定における到達点だと承知をしております。

お手元の資料1-1がそれを踏まえた現在における状況についての御報告として用意をさせていただきます。

この仕組み、先ほどから申しておりますように、患者さんからの申出という新しい仕掛けを基にさせていただきますので、それ以前の保険外の併用の仕組みとは違うものとして、法律上きちっと位置付けをしたものとして制度化をしたいと思っておりますし、そのようにこれまでも申し上げてまいりました。

来年の通常国会に向けてこの制度を仕組み、国会に法案を提出するというのがまず大枠の我々の今のスケジュール感でございます。実は、来年の通常国会では医療保険についての制度改正を予定してございます。本会議における議論とは直接関係はございませんが、例えば申し上げますと、現在、市町村単位になっております国民健康保険の財政基盤を安定化する、都道府県にも関与していただくなどの制度改正全般を予定してございまして、その中の医療保険関係の制度改正項目の一つとして、この閣議決定に基づく、現在仮称でございます患者申出療養についても仕組み化したいというのが大きなスケジュール感であり、それに向けて種々の検討を進め、あるいは法制度改正案作成までのプロセスを関係者の方々との議論も積み上げながら、今、進めているという状況でございます。

資料1-1にございますように、具体的には「中央社会保険医療協議会」、略称「中医協」と申しておりますが、医療保険で言えば、いろいろな価格を決める、診療報酬の点数を決める、あるいは従来の保険外の仕組みでいえば、併用療養などの内容について決めることをしていただいております協議会における議論と、医療保険制度改革の一つとして行う改正でございますので、私どもの省に設けられております社会保障審議会の医療保険部会において、今後、御議論をいただくべく用意をしております。

実は、この会にお招きいただく前に、それぞれの会議で少しでも進めていけば、私どもももうちょっとこういう案をと申し上げられたところなのでございますが、それぞれちょうど中医協につきましては月2回ペース、医療保険部会につきましても、この夏休み後から本格的に法改正に向けての議論を進めておりまして、そのそれぞれの検討項目の中の順番といいたいまいしょうか、経緯の中で今後この患者申出療養についても取り上げるということで、またその動きがあればその機会をいただいて御報告をさせていただきたいと思っております。

具体的に何を検討しなければいけないかということでございますけれども、法案提出に向けていろいろあるのですけれども、主なものとしたしましては、そこに2つ例示をさせていただいております。安全性・有効性を確認する審査体制ということでございますが、具体的に先ほどの参考資料2、横紙の色刷りのものでいえば、フローチャートの中に新しく作る仕組みの中、国が安全性・有効性や実施計画の内容を審査するというステップを入れてございますが、この審査を具体的にどう進めるかというところについての事務的な、あるいは考え方についての整理を検討しなければいけないと思っておりますし、対象医療機関、これまでの合意事項あるいは私どもの考え方としましては、先ほど申し上げましたように、臨床研究中核病院という臨床研究の質が高くて、それを企画したり、立案する能力が高いと思われる病院と、その協力病院という身近な病院をある程度チームで考えるということを予定しておりますけれども、その医療機関の具体的な要件をどうするかというところについても、もう少し検討が必要だと思っております。

このような内容を詰めた上で、繰り返し申しておりますとおり、来年の通常国会に提出し、その法案の成立を受けて、その後、政省令など関係法令を詰めます。ただし、全体として患者さんから非常に待ち望まれている制度と承知をしておりますので、国会に叱られないようにはしなければいけませんけれども、法案を提出すると同時に、実務的には幾つか詰めながら、事前にできる範囲の検討はさせていただきながら、法律成立を待つて具体的な実務を加速化できるような進め方を考えております。

この段階におきましては、例えば国において審査をする具体的な会議体をどういうふう構成するか。あるいは身近な、かつ迅速にこのような形で患者さんが療養を受けていただくために非常にキーとなります臨床研究中核病院あるいはその協力病院と考えられる方々と意見交換を精力的にいたしまして、それを法令あるいは通達に反映するということを予定しておりますし、具体的に考えられる療養について、少し私どもとしては今も調査研究に着手しておりますが、来年度予算においても概算要求中でございますので、体制あるいは仕組みを工夫しながら調査研究を進める。さらには、このような形でできました制度の報告、情報公開を具体的にどんな形にするかなどを詰めまして、臨床研究中核病院など、協力医療機関の御協力なども手続を進めた上で、患者申出療養として具体的にキックオフする、施行をするというスケジュールを予定してございます。

私どもとしては、このような大きな流れの中で、できるだけやれるものは前倒しで、法

律の施行を待たなければ正式に動けないものは施行後に正式に動くという形になってございますが、できるだけ迅速にということを目指して、必要な事務処理期間をいただきながら、28年目途に走れるように今後進めてまいりたいということでございます。

また、今後、このような機会があれば、そのときそのときの進捗を御報告したいと思いますが、私どもとしては現在、ここまでのところ、6月の閣議決定に基づいて実務的に進めさせていただくということをもってして、本日の報告にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡議長 吉田さん、ありがとうございました。

それでは、ただいまの厚労省の説明に対して御質問あるいは御意見があればと思います。林さん、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。6月24日の閣議決定から3か月以上経ちましたので、本日のこの機会を大変待ち遠しく思っておりました。

2点申し上げたいと思います。

1点目は法改正についてです。6月24日の閣議決定においては、患者申出療養というものの趣旨、これは患者からの申出を起点とし、「患者の治療の選択肢を拡大する」ということを趣旨とする、新しい仕組みとして創設するということが決定されております。したがって、現行の評価療養とは明らかに制度趣旨が異なるものでありますので、法改正に当たっては、評価療養との趣旨の違いが明確になるように反映させなければいけないと考えております。そのためには、健康保険法の改正におきまして、新制度は現在の63条3項3号にあります評価療養とは別の号に書き分けて、別の新しい名称を明記して定めていただきたい、ここを是非、厚労省にお願いしたいと思います。

2点目でございます。中医協の検討についてですが、今、申し上げましたように、評価療養と患者申出療養とは明らかに制度趣旨が異なるものであります。そして、このような新しい制度を創設すること自体は、閣議決定事項でございます。したがって、中医協の検討対象は、あくまでも「患者の治療の選択肢を拡大する」という新制度の趣旨をどのようにして実現するか、具体化するかであることを、常に留意して御議論いただきたいとお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○岡議長 ありがとうございます。

もしもコメントがあればいただけますか。

○厚生労働省（吉田審議官） ありがとうございます。今2点、今後、我々が検討するに当たっての御示唆をいただいたと受け止めております。

1点目の法律上どのような構成にするか、我々事務方から言うと、どういう書き方にするか、という点につきましては、我々も新たな制度であるということはこれまでも申しておりましたし、その中で今、評価療養との関係なども法技術的に整理をしながら、御指摘いただきましたように、それぞれが新しい制度であるということが分かるようなことを、これは私どもも知恵を出しますし、政府内部においては内閣法制局などの知恵も借りなが

ら、今後、実務的に詰めてまいりたいと思っております。

また、後段の今後の中医協における議論につきましては、もとより私ども中医協の事務方を務めている立場からしますと、中医協というものについての定められた責務、職務というものは踏まえながらも、ただ、個々の議論につきましては委員の方々の御発言を十分踏まえて、最終的には中医協の仕組みの中で、また、この閣議決定がこういう形で規制改革を進めるということが定められております中で判断してまいりたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 どうもありがとうございます。非常に患者申出療養を待ち望んでいる方は多いと思うのですが、時期的に早くスタートしてもらうのが大変重要だと思うのです。そうした観点から幾つか質問があつて、一つは臨床研究中核病院を15か所に限定せず、要件を満たせば追加をすると書いているのですが、今後、どういうスケジュールで進むかということをお聞きしたいと思います。

それに伴って予算措置を必要としているのか、それとも予算措置がないのか。予算措置がないのであれば、特区の中では、例えば大阪であれば成人病センターなどもそうした枠組みを入れてほしいという話をしていますし、いろんな国家戦略特区の中でも認めてほしいという話が出ていますから、そういうものをどんどん認めていくと患者さんの利便性が上がるのではないかと思うのですが、その辺りのこれからのスケジュールと今後の臨床研究中核病院、患者申出療養が実際にできる場所、それをどうやって拡充していくかということについてお聞きしたいと思います。

○岡議長 お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） ありがとうございます。この仕組み、臨床研究中核病院に幾つかのお仕事をお願いしながら、これまでの議論の中で、なるべく身近な医療機関でもこの患者申出療養を患者さんが受けられるように検討すべしという御指摘をいただいておりますので、あわせて協力病院という形でも裾野を広げながらやらなければいけないと考えておりますけれども、今、森下委員から御指摘がありましたように、いずれにしても臨床研究中核病院というのが一つのポイントであることはそのとおりかと私どもも受け止めております。

臨床研究中核病院につきましては、これまで予算事業でやっておりましたものを、先の通常国会において法制度として位置付けられた仕組みになりましたので、これをもちまして、部局は違いますが、私ども厚生労働省の中で、この在り方について改めて議論をしているところでございます。それに当たっては、従来おっしゃるように15か所で運営してきたところはございますけれども、昨今のいろいろな情勢を踏まえて、この中核病院の在り方について様々な角度からの御意見がなされていると承知をしておりますので、今の時点では何か所という箇所数ではなくて、その議論を踏まえて私どもとしては対応させていた

だきたいと思ひますし、そこについても予算上の必要については、予算の中でどういう形にするか、来年度の部分もござひますけれども、きちつと対応できるようにはしていかなければいけないと思ひてござひます。

○森下委員 是非、身近で受けられるようにしつかり数を増やしていくのが大事だと思ひます。よろしくお願ひします。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうござひます。6月24日の閣議決定の内容ですが、私、余りこの議論にはワーキングに入つていませんので詳細の検討には参加していませんが、閣議決定についてはよく承知しておひます。ただ、この内容から、今、御説明していただいた資料1-2の2ページで、ダイレクトにこういうフローになるというのを想像していませんでしたというのが正直な感想です。

というのは、保険収載の手続と実際申出を受けてから申請をするというところがこういう関係にある。つまり、これは実施計画が作成されないと申請がされない、その申請がされてから原則6週間というフローのようにこの2ページは見えるのですが、私はこの閣議決定からは、単純に患者から申出があると、臨床研究中核病院が申請をすると。それは安全性・有効性のエビデンスについて何か出して、それを国が安全性・有効性を判断する。そして6週間以内で治療が開始される。保険収載に向けて実施計画を作成するというのは閣議決定の③にありますから、それは当然されるのですが、保険収載に向けた実施計画作成のフローと、この申出を受けて申請されて治療されるフローは必ずしもリンクしていません。よく私には理解をしていましたし、趣旨から言つて、若い先も非常に短いかもしれない人からすれば、一日も早いという趣旨からすれば、それは別々にすることによって早める方法が中心になるのではないかと考えておひます。

つまり、閣議決定から、決してこの2ページが間違つておひるというわけでは当然ないと思ひます。こういうやり方も当然あるのかもしれませんが、なぜこういうやり方になつておひるのかについて教えていただきたい。単純に分けて、患者からの申出があれば申請、それは安全性・有効性、エビデンス等々だけで、実施計画については別に走るとおひるプロセスを取らない理由を教えていただければと思ひます。

○岡議長 お願ひいたします。

○厚生労働省(吉田審議官) 私どもとしましては、この閣議決定に至る議論も踏まえて、もちろん、今、御覧いただきました資料1-2の患者申出療養(仮称)というものをこれから議論させていただきますので、これが既に制度になつておひるということをおひるわけではござひませんが、これまでの議論として集約をおひるしている内容を表で記させていただきますのでござひます。

おっしやいますように、患者さんがまず申出をされるという切実なところから我々としては受け止めるということになりますけれども、この患者申出療養全体が、これまでの議論からも、また閣議決定にも反映されておひるように、保険収載というものの大きな流

れの中で患者さんの申出ということが発意になること。安全性なり有効性というものをきちっと確保しながら、患者さんの申出にきちっと早く迅速に答えることを考えますと、ダブルトラックというよりも一連のものとして捉えながら、かつ、その中で臨床研究中核病院にかんでいただくことによりスピードアップあるいはその有効性・安全性のチェックが確実に、かつ迅速にできるということを念頭に置いてこのようなフローを今考えさせていただきます。

おっしゃいますように、患者さんの申出からの全体のスピードアップを図るという意味では、国が審査をするときの期間が6～7か月かかっていたものを6週間にするという意味で、大幅な迅速化が新制度において図られると思いますが、あわせて、そこに至るまでの患者さんの申出から国の申請までの間においても、臨床中核病院あるいは先ほど来議論になっておりますように、身近な医療機関でもなるべく受けられるようにということを考えますと、この間を圧縮するためにも、先ほど申しました資料1-1の中にございますように、具体的に臨床研究中核病院あるいは協力病院となることを考えられておられる方々と法施行とあわせて、あるいは法施行の事前からこの期間が短くなるようにどういう知恵があるのか、意見交換をしながらやらせていただきたいと思っておりますので、その部分については御理解いただければと思います。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 短くするという事は、もう今お話ししていただいたとおりで努力していただけるという理解なのですが、一個人が非常に困難な状況にあるときにこの制度が期待されているということからすれば、まず、その人を救うという観点に立てば、なおかつ期間を短くされるということを今言われているわけですから、実施計画は置いておいて、まずやるべきことをやって、実施計画は他のトラックでやる。それも別に決して遅くやるということではなくて、それも速やかにやる。ただ、実施計画ができなければ、もう一切申請がされないというシーケンスにする必要はないのではないかと。なぜ別々にすると問題なのかというところが、いま一つ今の説明でよく分からなかった、こういうことをございます。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私も佐久間委員と同じような疑問を持ったのですが、そもそもの趣旨として、実施計画に明確に規定されていないような患者さんであっても、申出があった場合には認めていくというのも今度の新しい制度の趣旨に入っているわけですね。そうすると、実施計画ありきという制度設計に確かに若干違和感を持つというのは、私も何となく同感するのですが、いかがでしょうか。

○岡議長 お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） 我々としても、なるべく全体の期間を短くする努力をしたい、そのために幾つかの工夫をしたいと申し上げたことを受け止めていただいたことはありがたいと思います。

その上での仕組みでございますが、並行して安全性なり、ここに書かせていただいておりますように有効性というものをきちっと確認しながら、この患者さんの申出に速やかに応えて今回の新たな制度として運営させていくということを考えますと、第三者的にそれをある程度確認し得るということから言うと、実施計画という形で両方を別々に走るのではなくて、同じプロセスの中に入れて実際に確認しながら進んでいく方が、患者さんの申出を迅速にするとか、あるいは間に入っていただきます臨床研究中核病院の方々が、過重な事務負担を負っていただくことにより全体が遅れることのないような仕組みになるのではないかと私どもは考えております。

また、後段で御質問いただきましたように、実施計画の対象外の患者さんにつきましては、先ほどお配りいたしました資料の2-1の横紙でございます冒頭の閣議決定の一番下のところでございますように、その場合においても臨床研究中核病院が安全性・倫理性について検討を行った上で、専門家の合議により実施を承認するというトラックを用意させていただこうと思っておりますので、この辺りの具体的な内容については、先ほど冒頭の資料1-1の説明で申し上げたように、これからまた細部を詰めたと思いますけれども、この閣議決定に沿って我々としては検討を続けていきたいと思っております。

○岡議長 佐久間さん、まだ納得されていないですか。

どうぞ。

○佐久間委員 要するに、非常に単純に言えば、2つのことをやる方が、1つのことをやるより時間がかかるだろうということを申し上げているのですが、2つのことをやった方が1つのことをやるより時間が節約されるのだと、こういうお話なので、もうこれ以上、私は何とも申し上げられないということだと思います。

○岡議長 今の佐久間委員、大崎委員からの御指摘については、確かにこの表だけを見るとそういう疑問が出てくるという部分は私も理解できます。何を目指しているかということについては双方で共有されていると思いますので、厚労省さんにはそういう指摘があったことを受け止めていただいて、その点を含んで御検討をお願いいたします。

先ほど土屋さん、手を挙げられましたか。

○土屋専門委員 今の2ページの、国が安全性・有効性、実施計画の内容を審査するところ引掛かるところなのですが、ここで述べられたのは、実施計画が安全で理論にのっとった有効性があるのかという審査であって、患者さんの安全ということは、この下にある病院での治療が安全に実施されているかどうかということが一番問題になるかと思えます。したがって、左上の点線の括弧の中にあるように、臨床研究中核病院が安全に実施できる体制が整っておりと、このとおりだったらよろしいのですが、その後の質の高い臨床研究を企画立案する能力が高く、適切な実施計画を速やかに作成することが可能であると、この後段の「質の高い」以下は実施計画が文書としていいかどうかの話であって、これが実際に安全に実施されているかどうかのチェックには全く該当しない。

したがって、最初の2行の実施できる体制が整っているかどうか、このチェックが一番

大事だと思うのです。そうしますと、1 ページ目のところに対応医療機関の充実ということで追加して下さるといこととありますが、規制改革という緩和だけが頭にありますが、私はある意味厳格化も必要ではないかと。というのは、臨床研究中核病院の中には、昨今新聞をにぎわせているような医師主導治験が的確に行われていないと、これこそがまさに安全に患者さんが扱われていないといこととの象徴でありますので、こういうところはある意味中核病院から外すべきだと私は思っております。

特に、大学病院というセクショナリズムのところそれが強い傾向がありますので、むしろ、これは厳格に、自律的に自浄作用がある実施機関であるのかどうか、そのことを厳格に審査することが大事だと。ところが、臨床研究中核病院の審査に当たっている方は、ほとんどがお医者様あるいは医学研究者であって、この病院が組織としてきちっとガバナンスが保たれているか、コンプライアンスを遵守しているかといこととの審査については素人の方が大半でありますので、むしろこの指定こそが大変大事な点であります。

したがって、見掛けの1,000ベッド規模の大学病院が必ずしも信用できないといことが既に明確でありますので、たとえ小規模であっても、ガバナンス、コンプライアンスがしっかりしているといこととであれば、むしろ追加していただいて患者さんが安全に実施されるといことが一番望ましいと思っておりますので、その辺を是非加味して運用を行っていただきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

では、続きまして、滝口さん。

○滝口専門委員 今、佐久間委員の議論がございましたように、この図の実施計画といのは保険収載をするための実施計画なのか、それとも患者から申出のあった治療を行うに当たって、こういったプロセスでこの治療はやりますとい安全性・有効性と絡んだ個別の治療に対する実施計画なのか、この辺りをはっきりさせないと、毎回、保険収載を前提として実施計画を出させるといのでは、若干当初の申出療養の趣旨と違うとい認識があります。

○岡議長 佐々木企画官、お願いいたします。

○厚生労働省（佐々木企画官） 企画官の佐々木でございます。

これは先ほど御説明しましたように資料1-2の閣議決定の抜粋のところでございます。保険収載に向けた実施計画の作成といこととで、○の4つ目でございますけれども、この中に今の御指摘の話は明確に書かせていただいております。実施計画とい言いますのは保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成することとなっておりますので、内容としましては、ここに閣議決定に書いてある内容の実施計画を求めていくといような考え方でございます。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（吉田審議官） 重ねて失礼します。土屋専門委員からございました臨床研究中核病院そのものについてのいろいろな御意見、承りました。ありがとうございます。

先ほども申しましたように、法制度としてこれができるまで、来年の4月から法律に基づく制度として発足することになっております中で、現在、厚生労働省の中でこの要件について議論をしているところでございますので、今、土屋専門委員からもお話がございました点については、私どももきちっと関係部局に申し伝えて、先生方の問題意識については伝達したいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 最初に林先生がおっしゃった点と共通するのですけれども、そして、今までの議論とも関係するのですが、評価療養と今回の患者申出療養というのは、趣旨が違って、全く新しい制度として作る。もちろん、この保険収載に向けた実施計画というのを並行して作っていくということはこちらで閣議決定が済んでおりますが、判断基準というのは、患者申出療養と評価療養では違ってくる。患者申出療養というのは、患者の安全性・有効性というのはもちろん大前提でございますけれども、評価療養と全く一緒ではない。そのところを同じ国が判断する、審査するという形になっておりますけれども、是非、評価療養と患者申出療養の趣旨の違いを踏まえて判断基準の何が違うのかということを確認して御検討いただければと思います。

○岡議長 お願いいたします。

○厚生労働省（吉田審議官） いただきました御指摘は、私どもとしてきちっと受け止めながら今後の検討につなげてまいりたいと思っておりますが、1点、私ども正にこの患者申出療養を繰り返し申しておりますように、患者さんの申出から出発するという点や、審査を迅速にするということや、あるいは従来からのいろんな治験の計画の中で対象外の年齢の方々とか重症度とかで対象外となった方々をどういう形で申出に定めるかというようなことを念頭に置いております点においては、評価療養と違う、正に新しい制度として法律にきちっと位置付けを持たせていきたいと考えておりますけれども、これまでも申し上げ、閣議決定に当たっても私ども議論させていただいたかと思っておりますけれども、安全性・有効性というものを確認しながら進むということ、あるいはそれを全体、保険収載に向けて実施計画を進めるという点においては、評価療養と共通する部分もある。

もちろん、新しい制度ではございますが、共通する部分もあるということ念頭に置いてこの制度の詳細を仕組んでまいりたいと思っておりますし、今、翁委員からお話ございました法律上の位置付け、あるいは冒頭ありました林委員から、その辺りが分かりやすいようにという御指摘については、これから法制局などとも相談をしながら、そういう形になるように努力してまいりたいと思っております。

○岡議長 森下さん、どうぞ。

○森下委員 今回早くするというのが非常に大きなポイントだと思うのですが、2ページ目のところで6週間を超えて時間を要する場合の中で、「論文の分量が多い、医学的判断が分かれる」と書いてありますが、論文の分量が多いというのはエビデンスがあるというこ

となので、これが理由で遅くなるというのは理屈が合わないのではないですか。医学的判断が分かれるというのは分かりますけれども、意味が分からないなと思うのです。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（佐々木企画官） これは例示として付けさせておるのですけれども、分量が多いというのは、確かにエビデンスが多いという場合もありますけれども、いろんな関係のあるような論文、ないような論文、いろいろ付いてくる場合も現在の先進医療でございまして、それを申請書類の量によっては専門家の先生に迅速に見ていただくのですけれども、一定程度の時間がかかる場合がありますという意味でございまして。

○森下委員 例示として書くのであれば適当ではないので、省かれた方が余分な疑念を持たれないのではないかと思いますので、「医学的判断が分かれる」だけでも十分ではないかと思えます。

2点目として、国がこの審査をするという、ここが肝だと思うのです。現状はどのような位置付けにしてどういう構成でどうやって6週間を担保するか。具体的な方策等が決まっていれば少しお教え願いたいと思うのです。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（佐々木企画官） まさにその辺りが資料1-1で書かせていただいたように、これから我々、いろんなところでの御議論、専門家の御議論も踏まえながら事務局として整理をしていきたいと思っておりますけれども、仕組みが違う新しいものと言いなながらも、安全性・有効性の審査という意味では、例えば、先にあります先進医療会議というそれぞれの分野の方々が専門性を背景に安全性・有効性を判断していただいているという仕組みもございまして、この辺りも念頭に置きながら、これと一緒にするという事を申し上げているわけではございませんが、どういう形にするか、この辺りも念頭に置いて、これから詰めてまいりたいと思っております。

○森下委員 先ほど来お話が出ているように、全く新しい趣旨なので、余り古いものに入れると従来の議論に引っ張られる可能性があると思うので、できたら新しいものに入れかえた方が患者申出療養の趣旨が行きやすいと思うのです。その辺りのところは先ほど来、翁委員、林委員が言っているように、是非、趣旨を生かしたような形で委員構成ができるように、厚労省にも気を配っていただくことを要望したいと思います。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。先ほど来御意見が出て議長からの要請もあったところではありますが、とても重要な点なので、重なりますけれども、意見を申し上げます。

この2ページのチャートの左側、ここで現行の評価療養と患者申出療養の違いがどこにあるかという、患者申出療養は一番上に「患者からの申出」というのがあって、ここにはNEWと書かれています。でも、その下の3つは、大きな違いは期間が評価療養は6~7か月、患者申出療養は6週間、ここだけですね。文言は少々違っていても、基本は同じであ

る。しかし、規制改革会議の閣議決定の内容というのは3つに分かれておりまして、1つ目は、安全性・有効性を迅速に確認する。2つ目は、対応医療機関を充実させる。3つ目は、保険収載に向けた実施計画の策定ということで、患者申出療養でも保険収載に向けて治験に進むための判断ができるよう実施計画を策定する。この①と③が分かれているというのがとても重要なポイントなのです。

先ほど来、皆さんが①と③は並行して進めるべきだ、と。①の安全性・有効性というところでは、「国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論」を行うということが閣議決定に書かれています。ところが、今日の資料のチャートでいきますと、3つ目のピンクのところ、ここには、「国が安全性・有効性、実施計画の内容を審査」する。つまり、①と③を合わせた形で審査するとなっているのです。これでいくと、評価療養、先進療養と全く同じことになってしまいます。先ほど議長からの要請もありましたので、多分、御理解いただいているとは思いますが、安全性・有効性は専門家の合議で行う。それと並行して、治験にも進むように実施計画を策定し、それはそれで審査していく。この①と③が分かれているのが全然違う点だということでは改めて御認識いただいて、閣議決定に戻った形で議論を是非お願いしたいと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（吉田審議官） ありがとうございます。私ども、正に閣議決定に沿って、この趣旨に対して制度を仕組むということの基本として進めております。ただ、大変恐縮でございます。今日は私の説明が、資料1-2については、これまでの議論の集約ということで余り細かく一つ一つを説明しなかったのが申し訳なかったとは思いますが、今、御指摘いただいた範囲でいえば、これは箱の中のNEWの下、「申出を受け」というところも含めて、今までの評価療養においては医療機関、ある意味でどこでも自らがこの技術を担えるということが手を挙げていただく形で物事が始まるのに対して、今度の新しい制度は、患者さんが出発点ということを中心にしながら、全体を安全性・有効性を確保しながらスピードアップするので、そのためにも臨床研究中核病院という先ほど土屋専門委員からもお話がございましたように、その実質がどのように担保されるかという議論は別途並行して行うにしても、このフローの中においては、ここにかんじていただくことにより質の高い臨床研究がここでちゃんとできているというチェックポイントがあることで全体として早くなる。

そうしますと、一方で身近なところというニーズもあるので、それについては協力医療機関という形をかませるという、これまで閣議決定あるいはそれに至るであろう議論を踏まえた形で、ない混ぜでこの仕組みを作らせていただいておりますが、冒頭申し上げましたように、これをより具体化するために、1で申し上げたような検討を迅速に進め、法改正に向けて進んでいきたいと思っておりますので、また私ども検討を進めながら、関係者の方々の御意見も聴きながら、こういう形で機会をいただければ御報告してまいりたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがですか。よろしいですか。今の大田議長代理、先ほど佐久間さん、大崎さん、あるいは滝口専門委員からも指摘がありましたけれども、この実施計画の位置付けですね。患者から申出があってから6週間で治療が受けられるという1つの流れ。もちろん、その間には安全性・有効性の確認が絶対条件ですけれども、そういう流れで治療されたものが保険収載にもつながっていくのだから実施計画は必要ですね。

先ほどの滝口専門委員の言葉をお借りすれば、安全性・有効性の確認のための実施計画なのか、保険収載につなげていくための実施計画なのかという、その辺のところを何人かの委員からも御指摘がありましたので、是非、受け止めていただければと思います。

今日はまだ中医協の議論も始まっていない段階で前広に御説明いただいたわけですが、一番肝心の「患者起点」、「患者申出」により、できるだけ早く治療が受けられるようにすること、安全性・有効性を確認すること、この辺のところについては共有されていると思いますので、実施計画の位置付けのところはもう一度御検討いただければと感じました。

林さん、どうぞ。

○林委員 申し訳ありません。今後の具体化について、もう一つだけお願いしておきたい点がございませぬ。患者の診療の選択肢を本当に拡大するという意味では、迅速性や医療機関の範囲や審査判断基準というものが非常に大事です。これまでも言われていたように、今の図ですと、申請から承認までは原則6週間と書いてございますが、では、患者の申出から臨床研究中核病院が申請するまでの間、これが迅速にいかに行くかというところは、今後、厚労省で詰めて制度を設計していただく必要があると思います。

また、もし申請の握り潰しを行った臨床研究中核病院がありましたら、臨床中核研究病院の認定取り消し、というぐらいのペナルティを課していただくとか。さらに、中核研究病院に協力医療機関のリストを幅広く作っていただかないと、患者は身近な医療機関で治療を受けることができませんので、その辺の指導も是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの林委員の意見も受け止めていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。またこういう場を設けたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(厚生労働省関係者、滝口専門委員、土屋専門委員退室)

○岡議長 それでは、議題2の「多様な働き方を実現する規制改革」について、私と大田議長代理の指示の下に事務局で議論の仕方を整理していただきましたので、まず、事務局から説明をしていただきます。

それでは、お願ひいたします。

○三浦参事官 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

タイトルに「雇用改革に関する本会議での議論の仕方(案)」とさせていただきます。

最初にテーマ(タイトル)でございますが、「多様な働き方を実現する規制改革」とさ

せていただいております。

2つ目に、検討の趣旨をまとめてございます。

最初に四角囲みで書いてございますのは、前回の本会議において全体の会議の方針として掲げていた考え方を抜粋して再掲しておるものです。これは割愛させていただきます。この視点を踏まえた形で、女性、若者、高齢者といった様々な人たち、全ての人が能力を発揮できる社会を実現するために、多様な働き方が選択可能でなければならない。ところが、実際のところは、象徴的に書いてございますが、男性で、フルタイムで、新卒で一括採用される。それから、職務が限定されていない、無限定と言われるような、こういった働き方がこれまではいろんな制度の暗黙の前提になっていた。そういったことが多様な働き手の声の実が実は制度に反映されてこなかったということを表しているのではないかという問題意識を書かせていただいております。

そこで、これまで規制改革会議では、制度面から雇用の検討を積み重ねてまいりました。そして、様々な提言を既に取りまとめていただいたところでございますけれども、ここで改めて働き方についての現実にある多様なニーズから議論をスタートしていただいて、それを阻害する要因は何かという視点からの規制の在り方の議論を、いわゆる逆のアプローチという言い方をしてございますが、議論をしていただいて雇用制度を捉え直すこととしていただいております。

これをいわゆるポンチ絵、3枚目の別紙に概念図を参考までに付けさせていただきますが、ちょうど真ん中辺りに、これまで検討した主な制度改革ということで、取りあえず5つの項目を挙げてございます。いわゆるジョブ型正社員の雇用ルールの整備、労働時間規制の見直し、それから労働者派遣制度の見直し。この3つにつきましては、既にこれまでに本会議において御議論いただいた上で意見として取りまとめ、その後、何らかの形で閣議決定等にも反映されているといった項目でございまして、既に制度としてどうあるべきかといった御議論については、考え方を取りまとめていただいております。

4つ目の労使双方が納得する雇用・就労の在り方、5つ目の有料職業紹介事業等。今、雇用ワーキング・グループでは、これを雇用仲介事業という言い方に言い直しておりますが、いわゆる人材サービス関連一般についての規制の再構築といった項目につきましても、意見としての取りまとめというよりは、今年6月の第2次答申において大きな方向性についての取りまとめを既にしていただいております。今後、さらに具体的な制度改革として何が必要かということ雇用ワーキング・グループで、当面、御議論して詰めていただくという方針をワーキング・グループで決めていただいております。

このように、今まではそれぞれの個別の制度としての問題の議論をしてきたところですが、左側、今後、本会議におきましては、具体的なニーズの面から問題点を探っていただくような御議論というのが、先ほど文章の書かれてあったことを絵に示したものです。

例えば、働き方の選択肢として、働く場所ということですと、一番大きな場所の選択と

というのは転勤があるのかないのかといったようなことから、例えば日々の中では在宅であるとか、もしくは事業所、事務所外で働くといったような多様な働く場所の選択肢というのがあるかと思っています。

働く時間、これにつきましては、もう詳細を御説明するまでもないと思いますが、時間の長短。先ほどフルタイムということでありましたが、いわゆる規定の時間を超えた形の働き方、もしくは規定の時間を限定した働き方、もしくは時間の概念をもう少し広げますと、休暇を取るのか取らないのか、どの程度取るのかといった日程に絡むようなことも含めて時間という概念での選択肢があるかと思っています。

それから職務の内容ということです。これは右側の制度で言ったらジョブ型正社員の話との関連も大きいですが、いわゆる先ほど言った無限定正社員という概念のこれまでの中心的な働き方では、会社が決めたものの職務について、いつも指揮命令に応じて働き方が決まっていくといったものが中心でしたが、今後は自分の役割ですとか仕事の中身というのがある程度特定されているような仕事を自らが選択していく、そういった選択肢があるかと思っています。

契約期間というのは、簡単に言ってしまうと、無期、有期という言い方でされていますが、ある程度雇用期間を1年、2年という形であらかじめ期限を決めた形での契約もあれば、一番中心だった無期と言われる期間の定めのない形での雇用の選択もある。こういったものも働くニーズによって、それぞれどちらが良いかといった選択肢がきちんと実現されるようになっているか。

そして、最後に少し概念が広がるのですが、就職、転職、生涯の職業選択と書いてございます。これも先ほどの新卒一括採用で終身雇用といった働き方もあれば、長い職業人生の中で、そのときどきの情勢とか自身のキャリアのために職業を変えていくといったことが当然選択肢として重要になりますが、こういったことが円滑に選択できるようになっているのか。ここに挙げていましたのは一つの事例でございますが、こういった様々な働き方の選択肢がきちんと実現できるようになっているということが結果として多様な働き方を広げていくというときの重要な要素になるのではないかと、こういった視点で御議論していただくということを絵に書かせていただいています。

あと、恐らくもう一つ重要なポイントになるのは、これまで検討した主な制度改革の右側に少し縦四角で書いてありますけれども、均衡処遇と選択の転換。これはどんな制度に当たっても、多様な働き方が本当に選択できるかどうかといったときに、制度上選択できるだけではなくて、その制度の選択がきちんとイコールフットイング的になされるかどうかということを担保する上で、均衡処遇とか、もしくは選択の転換をすることがスムーズにできるかといった視点が共通のテーマというか課題として捉えられるだろうということでございます。

一番右側は、雇用の法制からは少し離れていくのですが、非常に密接に関連する課題として教育訓練の政策であるとか、もしくは税制・社会保障制度が多様な働き方に中立的に

なっているのかとか、さらにこれは少し産業政策的な観点も入ってくるかもしれませんが、いわゆる成長産業における労働生産性が高くなっているか。もう少し直接的に言うと、そこで働く人の処遇が適切に確保されているかといったようなことも実際に多様な働き方の選択を支える重要な課題であろうということで、こういうふうに概念として整理をさせていただいております。

少し長くなりましたが、戻りまして、3つ目、これの検討の進め方でございます。3ポツ、検討の進め方で、働き方についてどのようなニーズにあるかということについて、この本会議の場に外部のいろいろな方をお招きして、ヒアリングとか意見交換をしていただいております。そのときに、そういった方々の御意見を聴きながら、現行の制度、慣行といったものが実際の働き方の実現をどういうふうに阻害しているか。先ほど申し上げた処遇がきちんと確保されているかといったことについて明らかにしていくような議論ができないかなど。

そして、最後に、この働き方を支える制度の実現に向けた方策の提言の取りまとめをしていただいております。というのが大きな進め方でございます。

裏の方に議論を進めるに当たっての留意点という添え書きをさせていただいております。

1つ目ですが、技術的な制度論よりも一般の皆さんに分かりやすいようなメッセージ性を持った議論を展開するということを留意点として最初に挙げさせていただいております。以前にいろいろな委員の先生方からもこういった御指摘をいただいていたかと思っております。本会議での議論は、ワーキング・グループでやってきた精緻な制度の議論というよりは、こういう視点を重視してはどうかと。

2つ目、働き方の実態と法制度の乖離が様々なゆがみをもたらしていることに鑑み、個々の雇用の制度の改革にとどまらず、多様な働き手の声が制度設計に反映されることを重視するというを書かせていただいております。

先ほど趣旨のところでもございましたように、どうしても今までの議論とか制度の設計というのは、既存の働き方を前提にしたような形での制度設計がされている部分もございました。それがこれまでの多様な働き方の方々のニーズ、声というのが余り反映されてこなかったという現実をよく重視する必要があるのではないかという点でございます。

3つ目が、議論の過程で、これまで雇用ワーキング・グループで扱われていなかった個別具体的な法制度の見直し、具体的なこうした制度見直しが必要ではないかという論点が出てきた場合は、より専門的な見地から、雇用ワーキング・グループに落としさせていただいて、そこで議論、詳細を詰めるということで、この本会議の議論と雇用ワーキング・グループの議論、検討の役割分担をしていただいております。留意点として添え書きさせていただきます。

最後にスケジュールでございます。飽くまでまだ現時点ではイメージレベルではございますが、当面、3か月程度、10月から1月と書かせていただいておりますが、先ほど申し上げたとおり、外部の様々な多様な声をお聴きするために、関係者をお招きして意見交換を

してはどうか。

想定される関係者の例として4つほど挙げてございます。特段これにすごく特定して考えているわけではございません。あくまで一つの例示として挙げさせていただきます。

取りあえず2月と書いてございますが、こういった一通りのヒアリングが終わった後に、そこでの意見を踏まえていろいろな関係団体、重要なステークホルダーとなるような皆さんとの意見交換についても検討してはどうか。そして最後、3月ぐらい、今年度中ぐらいをめどにして、先ほど申し上げたような会議としてのアウトプット、何らかの提言の取りまとめを進めていただいているかどうかと思います。

なお、この後、御議論がまた別のアジェンダでございますが、公開ディスカッションをこの本会議でやっていくという方針が出てございます。必要がございましたら、このテーマに関しても適宜公開ディスカッションの開催について検討していただいているかどうかということでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件についての意見交換に入ります。

鶴さん、お願いいたします。

○鶴委員 ありがとうございます。雇用ワーキングの立場から、今、事務局からの説明でほとんど尽きているのですが、若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、本会議と雇用ワーキングとの関係なのですけれども、本件、多様な働き方を実現する規制改革というのは、ワーキングを一つ切り離れた形で本会議の案件として議論をいただくということです。ただ、この本会議を運営していくに当たりまして、雇用ワーキングの委員、これは専門委員も含めましていろいろ議長、また議長代理、事務局の方々と、どうやって進めていくのかというのは、きちっとコミュニケーションを取りながらしっかりやっていきたいと思っています。

先ほど事務局からありましたが、2ページにありますように、これまで雇用ワーキングで扱っていないような論点ということがもし出てきて、それをさらに制度設計として詰めなければいけないということになりましたら、これはまた雇用ワーキングの方へ戻っていくという連関は考えているということでございます。

私なりに今の事務局の御説明にありましたけれども、今回の大きなポイントは何だろうかということを考えさせていただくと、雇用ワーキングでは制度という立場からかなりこれまでいろいろ議論させていただいてきました。ただ、そのアプローチの中で、やはり見過ごされているもの、制度、また、光が当てられてこなかった方々、そういう方々がいるのではないだろうか。先入観を持たずに、虚心坦懐に丹念に拾っていく、掘り起こしをしていくというアプローチというのが必要ではないのかなということを非常に痛感しております。

そういうアプローチを取るためには、先ほど事務局からも御説明がありましたけれども、

やはりいろんな立場の方々からいろいろ我々お話を聴いてみないと、この中だけで議論していてもなかなか前には進まないだろうなということで、多様な働き方に関する関係者、いろんな方々に来ていただきましてお話を聴きながら議論をしていく中で、先入観を持たずに、先ほど虚心坦懐にということをお願いしましたがけれども、いろんなものが明らかになっていくプロセスがあるのではないのかなということ是非常に私としては思っております。

議論をしていくときの進め方として重要だと思う点について、2点申し上げさせていたきたいと思います。

1点は、1ページのところで、最初、「女性が活躍し、若者や高齢者も能力を發揮できるなど、全ての人々が能力を發揮できる社会」とあります。女性、若者、高齢者となると、その3つというのが余りにも目立ち過ぎて、要は多様な働き方といってもこの3つのグループの人のことについていろいろやるのですかと、多分そういうことではないのだと思うのです。というのは、この3グループについては例えばどういう問題があって、どういう政策をやればいいのかということは、厚労省を呼べばすぐに説明ができます。我々が感じているのは、先ほど申し上げたように、潜在的に光が当たっていないところを探っていく。例えば、ここでも何度も議論に出ていますけれども、女性ということをとっても、女性が活躍するためには何が必要か。いろんな有識者の方々がおっしゃる一つの考え方として、それは男性の働き方が変わらなければ変わりませんよねと。やらなければいけないのは男性の働き方。若者、高齢者も同じなのです。中核のプライムエイジの男性の人の働き方が変わらなければ、他のところをいろいろ考えるということも非常に難しい。私は表と裏の話があると思います。

これもなかなか指摘される方というのはいないのですけれども、例えば、女性で育児をやって非常に苦勞されている方、マタハラということもよく言われます。ただ、一方、声にならない声として、育児休暇を職場の中で取る方がいる。いつも自分がその方のしわ寄せを受ける、そういうことで非常に辛い思いをされている、そういう方々も実際にいるわけです。だから、一方的な見方で物事を見るのでは真実というのは浮かび上がってこない。そういうところをこの本会議で丹念に拾っていく、そういう姿勢が非常に重要ではないのかなと思います。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 今の鶴先生のお話に関連するのですが、私も虚心坦懐に幅広く話を聴いていこうという考え方に賛成なのですが、そのときに、私ども規制改革会議ですので、本来の守備範囲とは必ずしも言えないようなことも、本当に正に虚心坦懐に話してくれと言ったら出てくる気がするのです。

例えば、税制などというのはもしかすると出てくるかといったらかなりの確率で出てく

と思いますし、あるいは制度というよりは社会慣習みたいなものですね。不文の法とでもいいでしょうか、おのずとそうなっているみたいな話とか、そういうものというのは、本来、規制改革会議で取り扱うべきではないとか、それでは問題だとしてもどうしようもないのではないかとというようなことになりかねないとも思うのですが、他方で、そういうものも含めて話を聴いてみてもいいのかなとも思っております、その辺、私はどちらかというところと全く範囲を区切らず何でも言ってもらおうという意見なのですが、その辺についても今後考えていく必要があるかなと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

関連ですか。安念さん、どうぞ。

○安念委員 大崎先生のおっしゃるのは全くそのとおりでと思うのです。そのときに非常に重要なことは、実は官庁における働き方だと思うのです。日本の雇用慣行や労働慣行は非常に官庁の影響を受けております。例えば、民間企業でも何課という言い方がある。あれはもともと官庁から出たものだと聞いております。

私は、役人が残業をやめるとというのが一番いいとずっと前から思っていました。そのためには、国会の質問でいつまでもずるずる残業させないというのが一番いいのではないかと思いますので、官庁における働き方というのを念頭に置いて議論しておかれるとそれなりにいいのではないかと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 今の話は正にヒアリングで聴きたいところですね。この1年半、鶴座長の下でいろんなヒアリング、勉強会をしてきたのですけれども、やはり感じるのは、労働基準監督署とかハローワークとか、あるいは労働組合、こういうところに関わるものは本当に岩盤だなと思っております、基本的に世の中全体の流れに沿っていない。ここでいうとニーズという言葉を使っていますが、例えば、社会構造の変化とか、産業構造の変化とか、あるいはグローバル化とか、手段としてのICTをいかに使うとか、そういうところからかなり離れたところでこういう規制の問題が起きているというのを本当に痛感するのです。

そういう意味で、ニーズの面から見たときに、社会構造も産業構造も変わっているというのを意識しながら、是非、再度ここでは国際先端テストを活用しつつ、日本の現状というものを見ていただきたいと思いますと思うのです。

もう一つは、先ほどの大崎さんの議論と全く同じなのですが、やはりこの問題は規制だけではなくて政策をいかに変えていくかというところもあって、私も幾つか例示したいと思うのですけれども、例えば、雇用保険があります。雇用保険の使い道を見たときに、これは毎年、多分2兆円を超えるような収入があるわけですね。その中で、今でももちろん能力開発とか、新しい職に就くための就業支援みたいなことにも使われていますけれども、この使い方を大幅に変えてみる。失業なき労働移動とか、あるいは多様な働き方

という観点で見たときに、この2兆円の使い方というのは物すごく大事なのだよねと。従来どおりの単に失業した人に保険給付でやりますということではなしに、これを考えていくと、もしかしたら、この雇用保険を若干増やしてでも全体がうまく多様な働き方も失業なき労働移動も図れるかもしれない。

そんな視点で、是非、雇用保険の見直しということも、これは政策課題ですから、規制とは関係ないのですけれども、やはりどうしてもそういった問題が出てくるということで、私は雇用のインフラ関連制度というところを他の会議体、例えば、産業競争力会議なのかわかりませんが、そういうところに問題を少し振ってでも、お願いしてでも、こういう労働政策課題ということも、並行して考えていただければと思っています。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 皆様がお話になったとおりで、このヒアリングのところが大変雇用においては重要だと思っております。政府の審議会にいろいろと参加させていただいておりますと、やはりこういったところで聞こえてくる声というのは大きな団体からの声であったり、あるいは有名な企業、有名な社長の声ばかりでして、本当に今、多様な働き方が世の中にあるのですけれども、特に大きな問題はないけれども苦しんでいるというような人たちの声は聞こえてきづらいと思っていますのです。

規制改革で特に労働の問題は生死に関わるような、あるいは様々な問題を起こしているようなところを取り組んで改革をしていくことも重要なのですけれども、最近、OECDで出たデータで「アダルトスキル」という成人力のスキル調査がありました。これが全世界の中で日本が男性も女性も第1位を獲得しております、教育のレベルとか、様々な成人としてのスキルが世界一なのです。それなのにもかかわらず、みんな先ほどの官庁の例もそうですが、夜な夜な働き、能力が出ないのだけれども、体はそこにいるみたいな状態の環境が続いたり、昔からの働き方あるいは慣習、様々な原因から世界一と言われる女性の力も使っていないわけですし、男性の力も多分上手に発揮できていないということなので、是非、問題解決だけではなくて、つまり、最低限こういうことは守ろうねということだけでなく、私たちの日本の財産をどうやったら最高にいかしていけるのかということに向かう改革ができるようなヒアリングにしていく必要があるだろうと思っております。ここでの3回のヒアリングの中で、どれだけ多様な人を見つけてくれるのかということは難しいことだとは思いますが、ワーキングとしてもしっかりやっていきたいとは思いますが、私は聞いていても皆さんは聞いていないという声もたくさんあると思うので、全体会議でもなるべく、今までこういう声を聞いたことがなかったねと、様々な立場から聞こえる小さな声を集めてきてヒアリングを真摯にできたらいいなと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

大田さん、お願いします。

○大田議長代理 今の“多様なヒアリング”に関連して、前回、有村大臣から、10月に地域活性化のホットラインで集中受付をやるので、是非、女性についても集中受付をとという御提案をいただいて、これは大変貴重な御提案だと思います。ただ、規制改革会議は先ほど鶴座長も言われたように、女性にとどまらず、さらに若者・高齢者にもとどまらず、政策に声が届かない、これまで光が当たらなかった人の声を多様に吸い上げようというところにありますので、大臣の御提案をさらに一歩進めて、「多様な働き方」ということでホットラインの集中受付をしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡議長 ありがとうございます。

今の大田議長代理からの御提案について、私もよろしいのではないかと思いますけれども、皆さん、いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

では、今月は地域活性化の集中受付をやり、来月は多様な働き方についての集中受付をホットラインでやるということで、佐久間さん、よろしくお願いいたします。

他はいかがでしょうか。

島田さん、どうぞ。

○島田専門委員 専門委員の島田でございます。

発言をお許しいただきましてありがとうございます。

私は、労働法というフィールドから見ますと、先ほどの浦野委員の御発言にもございましたけれども、労働というのは全体として日本全国一律に規制をするというタイプの法律でございまして、しかし、これだけ非常に多様化している中で、一律規制の実効性が非常に難しくなってきたり、あるいはある層の労働者に対しては非常に有効な規制が、実は他の労働者に対しては非常に不必要な規制になっている、こういうのがかなり明らかになってきているのではないかと思います。そういう意味で、今回本会議でこのような形で様々な立場の方のニーズを掘り起こしていただきますと、恐らく今の労働などが持っている基本的な構造そのものに対する、これからどういう方向で規制の在り方を考えていくのかというのが出てくると思いますので、是非この方向で進めていただければと思っております。ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

大臣、お願いいたします。

○有村大臣 今日は大変貴重なお話をお伺いし、また仲間に入れていただいていることに大変感謝申し上げます。

先ほど官庁における働き方こそヒアリングの対象にすべしと意識しておくべきだと、貴重なお話をいただきました。私も大臣に着任をさせていただいて5週間が経ったのですけ

れども、国家公務員の官庁における働き方こそブラック企業ではないのかと、その最たるものではないかというお声も伺います。実際にそういう傾向を否定できない現状があるのかなとも思いますので、大賛成です。

やはり彼ら、彼女たちが本来の能力や体力や意思、志を発揮できるような土壌をつくってこそ、持続可能な日本になると考えます。日本全体に仕えるということでは本当に献身的にやっておられるので、その努力を認めながら、彼ら自身からなかなか声が出せないという現状の中で、そうやって先生方がその現状をつぶさに御覧になっていただいて、専門的知見から御発言をいただくことに、私も国民の一人として、政治家の一人としてもありがたいことだと思っております。

その上での問題提起でございますが、今日、このラウンドテーブルにいらっしゃる方が先ほどざっとの換算でございますが26人です。その壁の周りに座っていらっしゃる方々が45人でございます。26人の会合を真剣にやっただいていいる中で、45人の皆様がフルで2時間座る必要があるのかどうか。その中では、お休みになっていらっしゃる方もいらっしゃいます。委員に対して大変申し訳ないと思えます。失礼です。

同時に、彼らも24時ではなくて26時、27時まで働いていらっしゃる。これは朝の3時ではなくて27時、28時という、そんな時間があることも私も以前、文部科学大臣政務官をさせていただいたときに初めて知ったわけですがけれども、やはりこれは与党だけではできない国会の質問通告、質問取りからやっていくということで、全体で声を上げていかないと、今、与党で取組が始まっていますけれども、それだけだと結局の解決にはならないという問題意識を持っております。

そんな中で、彼らが昼間眠くなるのもある意味では生理現象ですが、正当化される話ではないので、例えば45人が本当に出席する必要があるのか。一生懸命テイクノートしていただいて、そして、その議事録を起こしていただくのを共有していただければ、テイクノートする人が増えなくてもいいのではないかと。

あるいは一生懸命やっただいていいる間に、他の人がその分本来の仕事をしていただいでみんなで早く帰れるというように、みんなが精いっぱいやっただいみんなが丸潰れになるのでは持続可能ではないので、そういう意味では本当に委員の皆様がこれだけ献身的に技術的なお話をしてくださっている中で、舟を漕いでいる人間が出てくることを大変申し訳なく、その方は今後こういうことがないように注意を申し上げたいと思えますけれども、それだけ負荷が掛かっているという、その方々の責任を負っていらっしゃるところにも敬意を持ちますと、妥当なラインということをもた是非、御観察いただいて御指南をいただきたいという思いでおります。

以上です。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

他に、このテーマについて御発言される方、おられますか。

これから本会議で何回かにわたって、先ほどの事務局の説明にもありましたし、皆さん

からもありましたけれども、いろんな方々の意見をヒアリングして、いわゆる「多様な働き方」のニーズの観点から議論を深めていきたいと思えます。規制の範囲を越えるような話にも展開する可能性があるのではないかということについては、私もそう思います。その時にどのような対応をしていくかについては、テーマテーマで考えていけばよろしいのではないかと。先ほど、産業競争力会議という他の会議体を活用するというお話もありましたけれども、このテーマに関しては、多少幅は出ても、この規制改革会議でやっていきたいと思いますというような選択肢もあるかもしれませんので、都度考えていきたいと思えます。

先ほどの佐々木さんのお話と今の大臣のお話を聞いていて相通じるものを感じました。我々は「多様な働き方」のニーズからというのが基本ですが、同時に、最も大切な人材を最大限にいかすためにはどのような働き方をしたらいいのかという切り口、これはまさに重なると思うのです。佐々木委員から御指摘いただいた、そのような見方もしていくと、よりポジティブな面が出てくるのかなということを感じましたので、私の意見として披露させていただきます。

それでは、このテーマに関して、11月にホットラインの集中受付を行うことについては先ほど御同意いただきましたので、具体的な中身につきましては、私と大田議長代理、事務局にお任せいただくということで御了解いただきたいと思えます。

大臣はここで公務のため退室されます。どうもありがとうございました。

○有村大臣 ありがとうございます。大変勉強になりました。

(有村大臣退室)

○岡議長 島田さん、どうもありがとうございました。

(島田専門委員退室)

○岡議長 それでは、続きまして、議題3の「規制レビューの実施について」、事務局から説明願います。

○柿原参事官 それでは、御説明いたします。資料3を御覧ください。

「規制レビューの実施について(案)」でございます。

こちらの文書は、規制レビューの実施につきましては、去る6月の規制改革実施計画で取り組むということで、大枠については閣議決定になっております。ただ、詳細につきましては、あるいはスケジュールにつきましては閣議決定では触れられていない部分がございますので、その点につきまして本日御議論いただきまして決まりますれば、規制を所管する府省で、この規制のレビューの取組、具体的には規制シートの作成などを通じて改革を検討していただくということでございますが、それを進めさせていただければと思っております。

1ページ目の一番上にあります規制改革実施計画につきましては、抜粋を資料3の7ページ目以降に添付させていただいておりますので適宜御確認ください。

それでは、まず1つ目で、規制シートの作成でございます。

こちらにつきましては、様式については、規制改革実施計画におおむね書かれておりま

すが、若干の修正、具体的にはシートを作成した年月日を追加するというだけで作っていただければどうかと思っております。

その際に、シートの中にIDすなわち、シートごとの番号をつけることになっておりますが、IDの付け方についてのルールを定めさせていただいております。具体的には、規制シートにつきましては、元となる法律ごとに作るというのが基本でございますので、法律の制定年を西暦で、例えば、今年作られた法律であれば2014ということになりますけれども、それと法律番号、これは年ごとに法律番号が決まっております。4桁あれば1年に1万本というのはないかと思えます。さらに、当該規制法律の下にある規制シートについては、法律ごとに枚数が異なるかと思えますので、その整理番号、これは任意の番号ということでございます。これも4桁。1つの法律で1万枚あれば大丈夫かということでございます。合わせまして、通知・通達等につきましても、同じく通知・通達等の整理番号を付けることを考えております。

2段落目ですけれども、規制シートを各省から規制改革会議に送っていただくことになるのですが、その際には規制の効果が分かるような資料につきまして、必要に応じ添付していただければと思っております。

さらに、規制改革会議では、各省から送付を受けたシートにつきまして、会議の検討事項に係る意見の表明あるいは6月の答申、そういった節目で規制シートの記載内容に対する評価結果について分かりやすい形で公表してみてもどうかと考えております。

次に、2番目ですけれども、規制シートの当面の作成対象です。

こちらにつきましては、閣議決定である実施計画では、当面3つのものについて優先的に作成するとなっております。

1つ目が、見直し時期が来ている規制。

2つ目が、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対し、規制改革会議において再検討が必要だと判断したもの。

3つ目が、規制改革会議における審議事項に関連する規制でございます。

これにつきまして、次のような案を提案したいと思えます。作成対象及び作成時期につきましては、閣議決定の中で、規制シートの作成については持続的な取組となるよう規制シートに係る負担も勘案し段階的に対応するというところでございますので、閣議決定に書かれている内容よりは絞った形で、まずそこから各省に取組をしていただこうということで提案させていただいております。

まず、1つ目、見直し時期が到来する規制でございます。1ページ目の一番下でございますが、通知、まず見直し時期が到来する規制は法律や政令など様々なものがあるのですが、そのうち通知・通達等に絞ります。さらに、その発信者も局長ではなくて、本省庁の課長クラス以下となっている、ある限られた範囲の通知・通達等について、平成27年2月末を目途に平成27年度、来年度に見直し時期が到来する規制についてシートを作成いただき、作成後、速やかに会議に送付いただければと考えております。

2つ目、規制改革ホットラインの再検討事項につきましては、この規制改革会議でホットラインの再検討事項というのをお決めいただきますので、そのお決めいただいた時点から遅くとも1か月以内にシートを作成いただいて、作成後速やかに会議に送付いただければと思っております。

以上2つが当面のものでございます。

3つ目の会議の審議事項につきましては、今の2つ、つまり、見直し時期が来るものと規制改革ホットラインの再検討事項のシートの作成状況などを踏まえまして、改めて検討するというところでございます。

最後に3番目、規制シートの作成状況等の会議の報告でございます。こちらにつきましては、実施計画で定期的にシートの作成状況、作成予定を会議に送付し、公表ということでございます。定期的な時期を定めるものでございます。これを踏まえまして、各省では、通常国会が1月から大体6月ぐらいまで開かれるのが通例でございますので、大体、大きな改正というのは国会を中心にして回ることがございます。

したがって、毎年1月末ぐらいには次の国会にかけるものが大体見えてきますので、それを目途に前年の1年間の規制シートの作成状況、翌年の作成予定について、様式に従いまして会議に送付していただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 ありがとうございます。大分、現実的な内容になってきたなと思うのですが、1点、もしかして付け加えたらと思ったのが、対象ですけれども、見直し時期が到来するもので、まずは通知・通達に絞ってというのと、規制改革ホットラインに寄せられて再検討事項とされたもの、この2つは非常に適切だと思うのですが、もう1個、各府省で今後再検討なり見直しをするというふうに内部的に検討しているものというのを出してもらってもいいのかなと思ったのですが、そこはいかがですか。

○柿原参事官 先ほど説明が若干足りなかった部分がありますが、これは飽くまでも優先的に作成いただくものを定めたものでございますので、ここに無いものについて各省で作っていただくことについて妨げるものではございません。

さらに言いますと、見直し時期の読み方でございますが、これはもちろん各省で内部的にいろいろな所管の規制について、いついつまでにどの範囲で見直すというのを決めていただくことになっているのですけれども、その中で読み込めるのかなと思っております。

○岡議長 大崎委員は今の事務局の説明で納得していただいたようですが、表現はともかく、我々は各省が自発的にやっていただくことを歓迎しますということを明記してもいいかもしれませんね。

○大崎委員 私、枚数を競うようなことにはなってほしくはないと思って、要するに形だ

けになってほしくはないと思うのですけれども、せつかくこういう仕組みがあるので、自分達でも内々こんなのはどうかな、と書いていたようなものはそこへ書いて、言わば自発的改革宣言をしていただいて、当然シートをいただいたものについてはこちらでチェックという偉そうですけども、当然記憶にとどめていくわけですから、そうすると、今度どうなったのですかという話にもなるのでいいのかなと思った次第です。

○岡議長 大変貴重な御意見だと思います。我々は2つの切り口でお願いするけれども、各省庁が自らこういう改革をしようとしているのだというものがあれば出してください。彼らの立場からすれば、一生懸命やっているということを示せる場になるということですね。検討してみましょう。

○柿原参事官 これは会議としてお決めいただくということなのですけども、当然お決めいただければ関係省庁に速やかに流しまして、今、大崎委員あるいは議長からおっしゃったことはもっともだと思いますので、その旨を付記してお願いしようかなと思っております。

○岡議長 松村さん、どうぞ。

○松村委員 お願いではなく純粋な質問なのですが、見直し時期が到来する規制で、優先するものは課長クラス以下の者が発信者になっている通達ということなのですが、これはそれよりも上のものまで含むと数がすさまじいことになってしまうから、現実的にこれぐらいが限界だろうということなのではないでしょうか。あるいはこの会議でも、こんな重要なことを課長通達でやっているのかということであきれたことがあり、そんな重要なことならもう少し上の人でちゃんと対応すべきと思われるものもあった。だから、課長通達で済ませているものの方を重点的に見る必要があるという判断で課長以下と絞ったのか。意図を教えてください。

○岡議長 お願いします。

○柿原参事官 先ほど御説明いたしましたように、「規制シートに係る負担を緩和し」というところにもかかってくるのですが、網羅的に調べたわけではないですけども、個別のものをつぶさに見ますと、ほとんどのものは局長以上になっておりますので、課長クラスというのは数としては相当少ないのではないかと見込まれるので、まずは課長クラス以下というのがあるのかどうか分かりませんが、それから始めていただければどうかということでございます。

ただ、結果として、今、松村先生がおっしゃったように、こういう規制がなぜ課長以下で決まっているのかというのが出てくる可能性はございます。

○岡議長 前にも申し上げましたけれども、とにかく入口に入って、それから拡大していきこうと、こういう考え方が根っこにあります。

他はいかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。「仏を作って魂入れず」という言葉がございますが、

まずは仏を作る、ということなのだろうとっております。普通の会社であっても、社員からの業務改善提案には、インセンティブを与える。その会社の業務をより良くするために自発的に提案するわけですから、インセンティブを与えるということを行っていると思います。

私どもも今回こうして手間暇かけて各省庁からこういったシートを出していただく以上は、やはり何かしらインセンティブが、この省のこれを出した方はこんなに真剣に規制改革に取り組んでいるということの評価するようなシステムも同時に考えていくべきではないかと思えます。

○岡議長 ありがとうございます。具体的な中身についてはもう少し検討が必要だと思いますけれども、是非、そのような方向のことは考えていくべきだと私も思いますので、意見として取り入れさせていただきます。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本件はこのような形で進めさせていただきます。

次に、議題4の「公開ディスカッションの実施」に移ります。

前回の会議で長谷川委員をチーム長とする検討チームを設置することを決定し、これまで精力的に御検討いただいたところでございます。まず、長谷川委員からチームの検討結果を御報告いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○長谷川委員 長谷川でございます。

お手元の資料4を見ていただきたいと思えます。チーム報告として1枚紙にまとめてございます。

このチームは、これまで第2期における公開ディカッションの実績を踏まえまして、9月26日と10月6日の2回、意見交換をいたしました。メンバーについてはこの資料に記載のとおりでございます。

検討結果について、まず①開催趣旨、②意見交換の方式、③取り上げるべきテーマ等について検討してまいりました。その結果、1番目の開催趣旨については、これまでと同じでよいということでございます。念のため、この紙を見ていただきたいと思えますが、要するに国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討課題について公開の場において議論を行い、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にして論点を整理し、提示することにより、規制改革の推進のための世論を喚起することを目指すというふうになってございます。

意見交換の方式ですけれども、取り上げるテーマについては、分かりやすい形で問題設定をしまして、事前に賛否を問うて、当日の議論に活用することを検討すべきという意見でまとめました。

形式ですけれども、パネルディカッション、つまりパネラーを事前に選びまして、それからディスカッションするという形式で開催してはどうか。その際、パネラーとしては、規制改革要望者側と、その要望に対して反対する者が議論して、フロアからの意見も受け

付ける、そういう形で議論を進めることを検討してはどうかということでございます。

世論の世間の関心をひくテーマ、あるいは運営の仕方を工夫すべきでありまして、会場については8号館の1階。8号館の1階という新しい建物でありまして、私も見てまいりましたけれども、小さい講堂のようなところなのですが、とてもきれいで適当ではないかと思いました。

テーマについては、既に論点がある程度明確になっているフォローアップ案件。あるいは二者択一に落とし込めるテーマが望ましいのではないかと考えております。これについては若干付言させていただきます。

4番目の開催時期・曜日・時間帯について、もしもこれから2回程度開催するというものとするならば、来年の1月と3月の開催を目指すことが適当ではないかということでございます。

以上がこの紙の取りまとめなのでございますけれども、このうちの一番大事な(3)にあります取り上げるべきテーマですけれども、これにつきましては、実はチーム内でいろいろ議論がございましたが、例えば、医療のIT化についてはどうかというような御意見、今日の議題の中でも取り上げられました多様な働き方、これについて取り上げてはどうかという意見がございました。医療のIT化ということ言えば、例えば、遠隔診療の問題などはどうなのかという御議論もございましたし、あるいは多様な働き方ということ言えば、これは労働時間の問題になるのではないかとか、ハローワークの問題とかもあるのではないかとというような意見がありましたけれども、具体的にどういうふうに設定するかについては、実は絞り込めませんでした。

ということで、これからいろんなワーキング・グループがあるわけですが、それぞれのワーキング・グループにおきまして、是非ともこれを取り上げてはどうかというテーマを出していただければ、前向きに検討していきたいと考えております。

そこで、これからそのテーマについて絞り込みをしていくために、我々自身のチームの報告も踏まえて、各ワーキング・グループについても御検討を是非いただいて、その結果を10月31日までに事務局に報告をお願いできないか。一方、その報告を受けまして、事務局においては、各ワーキング・グループの検討結果を取りまとめた上、次の規制改革会議において公開ディスカッションの実施について、もう少し踏み込んだ具体的な提案をしていただけないかということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの長谷川さんの御提案、御説明に対して御質問、御意見がありましたら。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 どうもありがとうございます。今、資料4について御説明いただきまして、先ほど事務局からもありました多様な働き方、事務局からも公開ディスカッションのテーマになり得るべき一つではないかという御示唆をいただいたと思います。私も公開ディスカ

ッションの可能性というのにはあるのではないかなと思っています。

一方、今、御説明になった取り上げるべきテーマということで、2つ条件を付けられていますね。論点が明確になっているフォローアップ案件、二者択一ということなので、白黒がはっきり付く非常に分かりやすいテーマということで、実は、先ほど私も申し上げたように、多様な働き方の話は、これから少し掘り起こしをしていこうと。どのような課題があるのかということから出発するということなので、開催をやるときに非常に論点が明確になっているか、こういう問題点がありますよねというのは多分出てくるというのはあるのだと思うのですけれども、また非常に白黒がはっきりした形で議論ができるかということについては、もしかしたら難しいかもしれないなど。

だから、逆にこういう条件を非常に明確に付けてしまえば、なかなか多様な働き方というものの自体がテーマの中に入ってこないなどというのが若干私としては気になりまして、労働時間ということであれば、これは昨年来からやっておりますので、この中のテーマということで、2つの条件を私は満たすと思うのですけれども。形式的な話なのですが、一方、逆に申し上げますと、やはりテーマごとでどのような取り扱いがいいのかということは、多分もしかしたら少し変わってくる。1枚紙で示された方針というのは、私自身、一般論ということで非常にいいなと思っているのですが、テーマによって扱い方を御相談しなければいけない部分というのは、もしかしたらあるかもしれない。

それから、私は公開ディスカッションというのは、実はいろいろ議論していく中で、ある意味では非常に必要なプロセスの中にある一つの仕組みだと理解します。単なるイベントとかお祭りのなものではないという理解。この前も労働時間でやらせていただきました。非常に有意義な一つのポイントだったと理解しておりますので、多分、多様な働き方においても、示していく中で本会議でやる。本会議自体が、先ほど申し上げように関係団体も含めていろんな方を呼んで、正に議論しましょうと。実はしっかりとそこを見ていくと、本会議と公開ディスカッションというのは、何が違うのかというような、実は非常に代替的な部分というのもございます。そうすると、公開ディスカッションでやるのだったら、そのときは、例えば、本会議ではこういうのを話し、多様な働き方は扱わないとか、何らかのそういう調整も多分必要になってくるだろうなということなので、テーマによって少し扱い方が変わってくる。それから、公開ディスカッションと本会議の関係というところにおいても御考慮いただければありがたいなということでございます。どうもありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

今の点について、長谷川さん、何かコメントがございましたら。

○長谷川委員 特にございません。

○岡議長 よろしいですか。

では、滝さん、どうぞ。

○滝委員 この場でないかもしれませんが、実効性の大きいテーマで、国民的コンセンサ

スを取りたいテーマということ考えたときに、医療のIT化の問題ですね。2020年までに医療・介護の費用が10兆円増えるという中で、このままでは破綻してしまいかねないわけでございます、この対策はマイナンバーとの関係が重要であり、これは実質的に一番議論を巻き起こしたいなというテーマでもあるものですから、参考意見として。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ここの今御報告があった中の取り上げるべきテーマということで、二者択一が分かりやすいところの一つの例として、これは私が言っていることではないのですけれども、日雇い派遣の問題であれば、私の夫が失業しました、私は子供がいて、主婦でなかなか働けません、日雇い派遣したいと思いましたが、でもできません、これはなぜでしょうかと、こういうような非常にシンプルな設定にするということがいいのではないかという議論があったということなのです。ですから、これから本会議でも各ワーキングでもいろいろなテーマが出てきた中で、これは、誰もがある意味では、なぜ、と思うようなテーマもあれば非常に向いているのではないかなということでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。大変興味深い御意見だったと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、先ほどの長谷川さんの御説明では「取り上げるべきテーマ」のところは2項目の条件的なものを書いてありますけれども、鶴さんからの御意見もありましたし、そのところは少し柔軟に対応していただくということで、各ワーキング・グループから、こういうテーマを取り上げてほしいというものを事務局に届けていただいて、その後、集まったものを検討した上で、できれば次の本会議で決定できればと思っております。

開催時期が1月と3月と2回に分かれていますので、両方とも決定ということになるのか、取りあえず1月だけ決定ということになるのか、この辺も柔軟に対応させていただきたいと思っております。皆さんへのお願いは、是非こういうテーマを取り上げるべきである、あるいは取り上げてほしいということがあれば、今月の31日までに事務局に御提出いただきたいということでございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、議題5に移ります。規制改革ホットライン関係でございますが、まず、前回決定いたしました規制改革ホットラインの地域活性化の集中受付については、10月1日から実施中でございます。資料5-1のとおり、このような募集のチラシを配付しておりますので御参照いただければと思います。

続きまして、規制改革ホットラインの処理状況について、事務局からの説明をお願いいたします。

○佐久間参事官 それでは、説明いたします。時間もないので駆け足で説明いたします。

資料5-2の表を見ていただきたいのですが、受付件数は9月末現在、累計で2,731件でございます。所管省庁への検討要請でございますが、規制改革会議への前回の報告、今年

の6月9日に行いましたが、それ以降、所管省庁に要請した件数は71件でございます。現行のワーキング・グループごとの内訳はこの表にあるとおりでございます。数字が大きなところでは、投資促進等ワーキング・グループ関連が36件、地域活性化ワーキング・グループ関連が19件でございます。累計では関係府省庁に1,448件要請しております。

注3に書いてございますが、この1,448件のうち、所管省庁から回答があったのは1,355件でございます。内訳につきましては「対応」が44件、「検討に着手」が134件等々となっております。

なお、今回、検討要請をいたしました71件につきましては、次ページ以降に提案事項名を記載した資料を添付しております。適宜御参照してください。

私からは以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かあればお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。今回、これは別に前回の仕掛品ということではあるのですが、新たなこの期の集中月間というのはこれから始まったばかりですし、ただ、その中にはかなり大きい案件が入っていました。提案者も大阪府、大阪市と、特に雇用関係は、ほとんど大阪府、大阪市のためにやっていただくということになっています。

あと地域活性化は、他のワーキングに振っていいものもあるのですが、あえて地域活性化に効くだらうということで、例えば、10番の港湾規制の撤廃とか、そういうものが入っています。これは投資的切り口でもあるのですが、ただ、やはり港湾の問題というのは地域活性化の一つのキーではあるのですが、なかなか大変な問題ではあります。というのが入っています。ということで、区分けについて、また何か今後こういうふうにしるという御意見があれば、また伺っていきたいと思います。

あと11月については、先ほど大田議長代理からお話があった多様な働き方ということで、多分このチラシ的なものをまた作るのだと思うのですが、副題みたいなのをつけて、多少中身が分かるようにする工夫はしていかなければいけないだろうと考えています。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの件につきましての御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議題6の「国際先端テストの進め方」について、事務局から説明を願います。

○仁林企画官 お手元の資料6「国際先端テストについて（案）」をお出しいただければと思います。

国際先端テストについては、今年6月の第2次答申においても「今後も、その定着に努めるべきである」と御記載をいただきまして、第3期においても引き続き推進したいと思っております。

一方で、お手元の資料とほぼ同じものを過去の規制改革会議、具体的には昨年4月の第7回規制改革会議において御提示し、方向性としては御了承いただいております。したが

って、一言一句読み上げるというよりは、過去の資料から変更した点を中心に御説明をしたいと思います。

そういう意味では、「1. 趣旨」のところ、「2. 検討の視点」のところは過去にお示ししたものと変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

「3. 対象案件」の部分では、過去の資料では既に依頼したものがあつたというので追加するという書きぶりになっておりましたけれども、現在は、これから第3期の検討項目を決定するというタイミングですので、そういった意味の修正だけを行っております。いずれにしても、ワーキング・グループにおいて案件の選定、実施を行っていただくということとしておりますので、今後、各ワーキング・グループの座長を中心に事務局から御相談させていただくということにしたいと思っております。

また、3ポツの2パラ目でございますけれども、今後、集中受付などもありますので、検討項目の追加等がそういったものを通じてなされた場合には、必要に応じて国際先端テストの実施について検討するということとしております。

「4. 検討の進め方」については、過去にお示ししたものと基本的に同じ内容ですので読み上げませんが、おおむね①～③のような手順を基本とするということとしております。

簡単ですが、事務局からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

本件につきまして御質問、御意見はございますか。よろしいですか。それでは、各ワーキング・グループで国際先端テストを御活用いただくという視点で御検討いただければと思います。

それでは、以上で議題は全て終わりました。

事務局から何か補足があれば御説明いただきます。

○柿原参事官 次回の会議につきましては、11月10日に開催を予定しております。詳細につきましては、改めて御連絡いたします。

○岡議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本会議を終了させていただきます。

お忙しいところ誠にありがとうございました。